いまの保険証を残して!! 市民が請願

先の 9 月市議会。市内の市民団体・「『マイナ保険証』に反対する会」のみなさんが、鷹羽琴美議長あてに請願を出されました。日本共産党・久永かずえ市議だけが、請願紹介議員となり、採決でも賛成しました。請願の内容は、全文以下の通りです。

「現行健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願

マイナンバーカードの取得は任意であると「マイナンバー法」には明記されています。

6 月 2 日「マイナンバー法等の一部改正法」が成立し、マイナンバーカードと健康保険証が一体化。現行健康保険証は 2024 年秋に原則廃止することになりました。国民皆保険制度のわが国では、事実上のマイナンバーカードの取得強制になり、法律に矛盾します。

マイナンバーカードの運用において、他人の医療情報を誤って開示・通信エラー・顔認証ができないなど、システムの根幹を揺るがす事態が続々と明らかになっています。特に「マイナンバーカード健康保険証」によるオンライン資格確認において他人の医療情報が紐づけされた例は、厚生労働省によれば、5 月 12 日時点で 7312 件もあります。これは投薬・診療情報の取り違えにつながり、医療事故を招きかねない重大な問題です。

健康保険証が廃止されれば、オンライン資格確認に対応できない医療機関は閉院・廃業を強いられることになります。また、資格確認に対応した医療機関は、セキュリティ対策強化、マイナンバーカード紛失・更新切れ・破損等への対応上の負担に留まらず、通信障害・災害時はじめシステム不具合時には資格確認に困難を極めることとなり、安定した市民への医療提供体制が大きく損なわれることになります。

厚生労働省は、マイナンバーカードを持たない人・持っていても保険証と紐づけしない人に「資格証明書」を公布するとしていますが、6 月末時点でのマイナンバーカード保有枚数率は約 70% でマイナンバーカードを保有しない国民は数多くいます。マイナンバーカードの「自主返納」も増加しており、健康保険証廃止後、膨大な数の「資格証明書」が交付されることが予想されます。これを請け負う自治体や健康保険組合の負担が大きくなることは明らかです。

また、「資格証明書」の有効期間は 5 年を上限に設定できることとしていますが、交付のコストは膨大になります。そのような無駄をせずとも現行の健康保険証を「マイナンバーカード保険証」と併用できるようにすればよいだけです。

よって、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により新たな「資格証明書」を交付するのではなく、すでに完成されている現行健康保険証のシステムを生かすことを強く望み、「現行健康保険証の存続を求める」意見書を提出するよう求めます。

《請願項目》

1、国に対して「現行健康保険証の存続を求める」意見書を出すこと